

## 改定内容の例

(民法(債権関係)改正等をふまえた規定・規約の改定について)

株式会社琉球銀行

2019年12月30日

### 【共通】

#### ①「規定・規約の変更」に関する条項の改定の例

(変更例:「普通預金規定」第17条)

※下線部が変更点。以下同じ。

旧	新
<p>17. (変更等)</p> <p>(1) 本規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると当行が認める場合には、変更されることがあります。この場合、当行は店頭表示その他相当の方法で<u>変更の内容を公表</u>することとします。</p> <p>(2) 前項の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。</p>	<p>17. (変更等)</p> <p>(1) <u>この規定</u>の各条項その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると当行が認める場合には、<u>民法 548 条の 4 の規定に基づき</u>、変更されることがあります。この場合、当行は<u>当行ウェブサイトへの掲載による公表</u>その他相当の方法で<u>周知</u>することとします。</p> <p>(2) 前項の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。</p> <p>(3) <u>当行ウェブサイト</u>にこの規定が掲載されている場合、<u>当行ウェブサイト</u>に掲載された規定が最新の規定であり、本取引についての効力を優先的に有するものとします。</p>

※ 規定により、文言の表現が異なる場合があります。

②「後見等開始」に関する条項の改定の例

(変更例：「普通預金規定」第8条)

旧	新
<p>8. (成年後見人等の届出)</p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。</p> <p>(2)～(5) (略)</p>	<p>8. (変更等)</p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。<u>預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。</u></p> <p>(2)～(5) (略)</p>

※ 規定により、文言の表現が異なる場合があります。

【預金・為替】

③「期限前の解約」に関する条項の改定の例

(変更例：(旧) 定期預金規定 3 条 / (新) 定期預金規定 (共通) 5 条)

旧	新
<p>&lt;通帳式の場合&gt;</p> <p>3. (預金の解約、書替継続)</p> <p>この預金を解約 (期日指定定期預金および満期自由型定期預金の場合の一部解約を含みます。) または書替継続するときは、<u>当行所定の払戻請求書</u>に届出の印章により記名押印して (期日指定定期預金および満期自由型定期預金の一部解約の場合は<u>通帳</u>とともに) 当行本支店に提出してください。</p>	<p>5. (預金の解約、書替継続)</p> <p>(1) <u>この預金は、当行がやむを得ないものと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。</u>この預金を解約 (期日指定定期預金および満期自由型定期預金の場合の一部解約を含みます。) または書替継続するときは (<u>満期日前においては、当行がやむを得ないものと認める場合に限り</u>ます)、<u>受取欄(通帳式の場合、または期日指定定期預金および満期自由型定期預金の一部解約の場合は、当行所定の払戻請求書)に、届出の印章により記名押印して (期日指定定期預金および満期自由型定期預金の一部解約の場合は、<u>証書または通帳</u>とともに)、</u>当店に提出してください。</p> <p>(2)~(5) (略)</p>
<p>&lt;証書式の場合&gt;</p> <p>3. (預金の解約、書替継続)</p> <p>この預金を解約 (期日指定定期預金および満期自由型定期預金の場合の一部解約を含みます。) または書替継続するときは、<u>受取欄 (期日指定定期預金および満期自由型定期預金の一部解約の場合は当行所定の払戻請求書)</u>に届出の印章により記名押印して (期日指定定期預金および満期自由型定期預金の一部解約の場合は<u>証書</u>とともに) 当店に提出してください。</p>	

※ 規定により、文言の表現が異なる場合があります。

④金融庁「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」(2019年4月)を踏まえた、「取引の制限等」「解約等」に関する条項の改定の例

(変更例：外国送金取引規定第4条、第17条)

旧	新
<p>4. (送金委託契約の成立と解除等)</p> <p>(1) 送金委託契約は、当行が送金の依頼を承諾し、送金資金等を受領した時に成立するものとします。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 第1項により送金委託契約が成立した後においても、当行が関係銀行に対して支払指図を発信する前または送金依頼人に対して送金小切手を交付する前に次の各号の事由の一にでも該当すると認めるときは、当行から送金委託契約の解除ができるものとします。この場合、解除によって生じた損害については当行は責任を負いません。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 法令で定める本人確認等における確認事項、および第3条第2項で定める各種確認に対する回答や提出された資料が偽りである場合。</p> <p>⑤～⑥ (略)</p> <p>(4)～(5) (略)</p>	<p>4. (送金委託契約の成立と解除等)</p> <p>(1) 送金委託契約は、当行が送金の依頼を承諾し、送金資金等を受領した時に成立するものとします。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 第1項により送金委託契約が成立した後においても、当行が関係銀行に対して支払指図を発信する前または送金依頼人に対して送金小切手を交付する前に次の各号の事由の一にでも該当すると認めるときは、当行から送金委託契約の解除ができるものとします。この場合、解除によって生じた損害については当行は責任を負いません。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 法令で定める本人確認等における確認事項、および第3条第2項で定める各種確認に対する回答や提出された資料が偽りである場合<u>その他第17.(2)乃至(5)に該当する場合</u></p> <p>⑤～⑥ (略)</p> <p>(4)～(5) (略)</p>

(新設)

17. (取引の制限等)

(1) 当行は、送金依頼人の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。送金依頼人から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、外国仕向送金取引等の本規定にもとづく取引を謝絶しまたは取り消す場合があります。

(2) 日本国籍を保有せずに本邦に居住している送金依頼人は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当行の指定する方法によって当行に届出てください。在留資格または在留期間に変更や更新があった場合も同様とします。届出のあった在留期間が満了する日までに在留期間更新の届出がない場合は、外国仕向送金取引等の本規定にもとづく取引を謝絶しまたは取消す場合があります。

(3) 当行は、第1項の各種確認や資料の提出の求めに対する送金依頼人の回答、その他の手段により当行が把握した送金依頼人の情報、具体的な取引の内容、送金依頼人の説明内容およびその他の事情を考慮して、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると当行が認めた場合には、外国仕向送金取引等の本規定にもとづく取引その他当行と送金依頼人の間で行われる取引（次に掲げる取引が含まれますが、これに限りません）を謝絶しまたは取消す場合があります。

	<p>① <u>不相当に多額または頻繁と認められる現金での取引</u></p> <p>② <u>外国送金、外貨預金、両替取引、貿易取引等外為取引全般</u></p> <p>③ <u>当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁への抵触のリスクが高いと判断した個別の取引</u></p> <p>(4) <u>送金依頼人が、暴力団、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下、これらを「暴力団員等」という)に該当し、または次の各号のいずれかに該当すると当行が認めた場合には、外国仕向送金取引等の本規定にもとづく取引を謝絶しまたは取消す場合があります。</u></p> <p>① <u>暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること</u></p> <p>② <u>暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること</u></p> <p>③ <u>自己、自社もしくは第三者の不正な利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること</u></p> <p>④ <u>暴力団員等に対して資金を提供し、または便宜を提供するなどの関与をしていると認められる関係を有すること</u></p> <p>⑤ <u>役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること</u></p> <p>(5) <u>送金依頼人が、自らまたは第三者を利用して、以下の各号</u></p>
--	---

	<p><u>のいずれかに該当する行為をした場合には、外国仕向送金取引等の本規定にもとづく取引を謝絶しまたは取消す場合があります。</u></p> <p>① <u>暴力的な要求</u></p> <p>② <u>法的な責任を超えた不当な要求行為</u></p> <p>③ <u>取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</u></p> <p>④ <u>風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為</u></p> <p>⑤ <u>その他前各号に準ずる行為</u></p> <p><u>(6) 前各項に定めるいずれの取引等の制限についても、送金依頼人からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は前各項にもとづく取引等の制限を解除します。</u></p>
--	---

※ 規定により、文言の表現が異なる場合があります。

【融資】

⑤「連帯債務・連帯保証」に関する条項の改定の例

(変更例：(新) ローン契約書(金銭消費貸借契約書)〔規定〕第18条)

〔対象商品〕 しあわせのフリーローン・公務員ローン・住宅リフォームローン・笑顔応援団

旧	新
(保証) 1. ～ 5. (略)	第18条(保証) 1. ～ 5. (略) <u>6. 銀行が連帯保証人の一人に対して履行の請求をしたときは、主債務者及び他の連帯保証人に対しても、その履行の請求の効力が生じるものとします。</u> <u>7. 連帯保証人の一人が債務の承認をしたときは、主債務者及び他の連帯保証人に対しても、その債務の承認の効力が生じるものとします。</u>

※ 規定により、文言の表現が異なる場合があります。

⑥「債権譲渡」に関する条項の改定の例

(変更例：(新) ローン契約書(金銭消費貸借契約書)〔規定〕第14条)

〔対象商品〕 しまわのフリーローン・公務員ローン・住宅リフォームローン・笑顔応援団

旧	新
<p>第14条(債権譲渡)</p> <p>1. 銀行は、将来この契約による債権を他の金融機関等に譲渡(以下、本条においては信託を含む)することができます。</p> <p>2. 前項により債権が譲渡された場合、銀行は、譲渡した債権に関し、譲受人(以下、本条においては信託の受託者を含む)の代理人になるものとします。借主は銀行に対して、従来どおり借入要項に定める方法によって毎回の元利金返済額を支払い、銀行はこれを譲受人に交付するものとします。</p>	<p>第14条(債権譲渡)</p> <p>1. 銀行は、将来この契約による債権を他の金融機関等に譲渡(以下、本条においては信託を含む)することができます。</p> <p>2. 前項により債権が譲渡された場合、銀行は、譲渡した債権に関し、譲受人(以下、本条においては信託の受託者を含む)の代理人になるものとします。借主は銀行に対して、従来どおり借入要項に定める方法によって毎回の元利金返済額を支払い、銀行はこれを譲受人に交付するものとします。</p> <p><u>3. 借主は、前2項の債権譲渡に関して、銀行に対して有し、又は将来有することとなる相殺の抗弁、同時履行の抗弁、無効・解除の抗弁、弁済の抗弁、消滅時効の抗弁その他一切の抗弁を放棄し、また、契約の不成立、不存在を主張しません。</u></p>

※ 規定により、文言の表現が異なる場合があります。

⑦「期限の利益喪失」に関する条項の改定の例

(変更例：りゅうぎんカードローン規定（当座貸越契約）第10条)

旧	新
<p>第10条（期限前の全額返済義務）</p> <p>1. 私について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、銀行から通知催告がなくても、当然に当座貸越元利金全額について弁済期が到来するものとし、直ちに当座貸越元利金全額を返済します。なおこの場合、銀行からの通知なしに直ちに本契約を解約されても異議ありません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第8条に定める債務の返済を遅延し、銀行から書面により督促しても次の返済日までに返済しなかったとき</li> <li>・ 支払の停止または破産・民事再生手続開始の申立があったとき</li> <li>・ 手形交換所または電子債券記録機関の取引停止処分を受けたとき</li> <li>・ 私の預金その他の銀行に対する債権について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき</li> <li>・ 住所変更の届出を怠るなど私の責め帰すべき事由によって、銀行に私の所在が不明となったとき</li> <li>・ <u>相続の開始があったとき</u></li> </ul> <p>2. 次の各場合には銀行の請求によって当座貸越元利金全額について弁済期が到来するものとし、直ちに当座貸越元利金全額を返</p>	<p>第10条（期限前の全額返済義務）</p> <p>1. 私について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、銀行から通知催告がなくても、当然に当座貸越元利金全額について弁済期が到来するものとし、直ちに当座貸越元利金全額を返済します。なおこの場合、銀行からの通知なしに直ちに本契約を解約されても異議ありません。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 第8条に定める債務の返済を遅延し、銀行から書面により督促しても次の返済日までに返済しなかったとき</li> <li>② 支払の停止または破産・民事再生手続開始の申立があったとき</li> <li>③ 手形交換所または電子債券記録機関の取引停止処分を受けたとき</li> <li>④ 私の預金その他の銀行に対する債権について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき</li> <li>⑤ 住所変更の届出を怠るなど私の責め帰すべき事由によって、銀行に私の所在が不明となったとき</li> </ol> <p>2. 次の各場合には銀行の請求によって当座貸越元利金全額について弁済期が到来するものとし、直ちに当座貸越元利金全額を返済します。</p>

<p>済します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 私が銀行に対する債務の一つでも期限に履行しなかったとき</li> <li>・ 私が銀行との取引約定の一つでも違反したとき</li> <li>・ この取引に関し、私が銀行に虚偽の資料提供または報告をしたとき</li> <li>・ 全各号のほか債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 私が銀行に対する債務の一つでも期限に履行しなかったとき</li> <li>② 私が銀行との取引約定の一つでも違反したとき</li> <li>③ この取引に関し、私が銀行に虚偽の資料提供または報告をしたとき</li> <li>④ <u>相続の開始があったことを銀行が知ったとき</u></li> <li>⑤ 全各号のほか債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき</li> </ul>
--	--

※ 規定により、文言の表現が異なる場合があります。

以上